



書評

『国際商事仲裁の法と実務』

谷口安平・鈴木五十三編著
(丸善雄松堂, 2016年8月)

これまで、わが国には仲裁に関して体系的な文献はかならずしも多いとは言えなかった。このような事情の中でこのたび本書が刊行されたことは一つの快事であり、編著者および出版社の各位のご尽力に敬意を表したい。今後、国際仲裁について学習したり、仲裁について論じる場合には、本書が標準的体系書としてつねに参考される文献となろう。現在、法学部や法科大学院での仲裁教育が十分であるとは思われないが、その理由として適切な教科書がなかったことも一因と考えられるから、本書の登場は歓迎すべきことである。

本書は、最初に国際商事仲裁の概念や理論について概説的な説明を行っている。次に、当事者による仲裁の合意について理論的に解説してから、仲裁の実際の局面に移り、仲裁手続の時間的な進行にしたがって、手続開始の申立て、仲裁人の選任・忌避とその義務、仲裁廷における審理手続、仲裁手続係属中の保全(暫定措置)について解説している。その後で、仲裁廷による仲裁判断、判断の取消しと承認・執行について述べている。これらは国際商事仲裁一般の説明であり、最後に、国際海事・建設仲裁と最近、脚光を浴びている投資仲裁(ISDS仲裁)を項目として設けている。国際仲裁の説明とて行き届いた構成である。

本書の特徴は、とくに仲裁手続の時間的進行に合わせた解説の部分にある。表題が示すとおり、国際商事仲裁に関する法律および条約の条文を説明する一方、単なるコメントールのレ

ベルにとどまらず、仲裁の現場での対応を手取り足取り詳細に解説している。

その典型的な例として本書第3章の「仲裁の申立て」を挙げることができる。

私企業では取引契約に仲裁条項を設けることはよくあることである。しかし紛争になり、いざ現に仲裁を申し立てるとなると、仲裁申立書になにをどのように書くべきか悩んでしまう。わが国の仲裁法は、これらのことと規定していないし、日本商事仲裁協会を仲裁機関とした場合でも、同協会が公表している仲裁申立書の書式は、申立ての趣旨や紛争の概要の書き方を具体的に指示してはいない。外国に目を向けると国際商業会議所国際仲裁裁判所の仲裁規則は具体的に記載事項を列挙し、添付書類を説明しているが、それでも現に書面を作る立場になれば、記載内容が十分か、見当違いはないか、不安は残るし、不備な申立書は仲裁人に悪い印象を与えるのでは、と心配になる。そこで本書第3章を見ると、こうしたことに対する丁寧に具体的に説明してくれていて、こうした不安や心配を減らしてくれる。実際には、私企業の担当者は国際商事仲裁に慣れた弁護士に委任するであろうが、その場合に、相応の知識をもって弁護士・代理人と相談ができることになろう。本書は申立書に「表紙を作成」し、「①目次を付け、②見出し、項目ごとにローマ数字」を付け、「パラグラフ毎に、アラビア数字のナンバリングをした主張書面」を作ることまで教えてくれる。仲裁を申し立てられた場合の答弁書についても同様であ

る。わが国の裁判所に提出する訴状や答弁書については、弁護士に照会することができるが、わが国には国際商事仲裁に慣れた弁護士が多いとはいはず、とくに地方では途方に迷うから、こうした説明はありがたい。

さらに本書第5章の「審理手続」も条文では分からぬことについて教示している。たとえばアメリカ関連の商事紛争を裁判で解決する場合、ディスカバリー手続が大きな懸念となるが、国際商事仲裁はこの解決手段になるかどうか、一定の手掛かりを与えてくれる。

こうした本書の特徴は、編著者の多くが実際に仲裁事件を担当する実務家弁護士であることによるのであろう。編者による人選の妙というべきである。本書は仲裁に関しておよそ会社の実務担当者も承知しておくべき事項をほぼ網羅している。現に仲裁を申し立て、または申し立てられたときは、まずは実務編を読むべきであるが、その後、読者は「序章」に戻ってほしい。なぜ仲裁という制度があるのか、なにが仲裁の存立基盤なのか、分かりやすく説明している。困難な問題に直面したときは、基本に戻ることが大事だからである。

ただ評者がつねづね不思議に思うことがある。「仲裁判断百選」というような図書がどこからも出版されていないことである。

本書は、文中で引用した事件の一覧を末尾に掲げている。わが国での仲裁判断取消しや承認・執行に関する裁判例(37件)と外国の仲裁廷の判断および判断の取消しと承認・執行に関する裁判例(141件)であるが、外国の例のほとんどは投資仲裁に関するもので、私企業間の国際商事仲裁の事例は少ない。仲裁は原則として非公開であるから、「仲裁判断百選」の編集は難題と言わせそうであるが、わが国のJCAジャーナルは毎号、事例を紹介しているし、国際商事仲裁協議会(ICCA)は仲裁年報を刊行

して、各国の裁判所の仲裁判断関連事件を紹介している。仲裁判断の取消し、承認・執行に関する裁判所の判決から仲裁事件の概要を知ることはできる。これらを体系的に編集すれば百選を発刊することも不可能ではなかろう。これは企業担当者にとってどのような事件が仲裁に適し適さないか、理解を容易にすると思われる。また法学部や法科大学院の学習では、民法判例百選、民事訴訟法判例百選などを必携としているが、判例百選で具体的な事例を多く見ることで、平面的な法律の条文が立体として立ち上がりてくる。百選という形式にはこだわらないが、事例集は本書の出版社と編著者にお願いしたいことである。

商事仲裁は、イギリスでコモンロー裁判所では商事事件に十分に対応できない不備を補うものとして取り入れられたようである。18世紀後半にブラックストンが「法による裁判所の判断では商事紛争は解決しがたい」と言っている(英法判義第3編3章)。民事紛争の解決の仕方に理想形があるわけではなく、個々の国の社会・経済、歴史・政治、文化的な背景に制約されて、制度が形成され、発展するのであるから、イギリスで商事仲裁が盛んであるからといって、わが国でそのとおりにしなければならない道理はない。しかし現実は現実として受けとめなければならない。現在の国際取引では、紛争解決に国際商事仲裁が広く採用されているから、これを無視しても自分の首を絞めるだけである。本書の登場により、今後、企業においても法科大学院においても、ごく普通に仲裁が話されるようになることを期待する。現在、弁護士過剰と言われているが、仲裁は職域として十分に魅力がある。

(国際取引法学会理事、広島大学名誉教授
小梁吉章)